



最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただいております。

【2019年12月23日】

総務省、プラットフォームサービスに関する研究会最終報告書(案)を公表し、意見募集を開始

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000071.html

総務省プラットフォームサービスに関する研究会は、「プラットフォームサービスに関する研究会最終報告書(案)」を公表し、2019年12月23日から2020年1月20日までの間、パブリックコメントの募集を行いました¹。最終報告書(案)は、今後の政策対応における基本的な方向性として、例えば以下の点を挙げています。

- ① 利用者情報の適切な取扱いの確保
 - ・ 通信サービスを提供する国外事業者に対し、通信の秘密の保護をはじめとする以下の電気通信事業法の規律を及ぼすよう、所要の措置を講ずる。
 - ✓ 国外事業者の業務の方法に関し、通信の秘密の確保に支障等がある場合、業務改善命令を発動する。
 - ✓ 国外事業者に対し、登録又は届出を求め、その際に国内代表者又は代理人の指定を求める。
 - ✓ 通信の秘密の漏えいや重大な事故等が発生した場合に、総務大臣への報告等を求めるとともに、総務省において、報告徴収等ができることとする。
 - ✓ 国外事業者が法令違反があった場合に、刑事罰に代替する措置として、法令違反行為の公表を行う。

¹ 同中間報告書の内容については、[本ニューズレター2019年2月号](#)(総務省、プラットフォームサービスに関する研究会中間報告書(案)を公表し、意見募集を開始)及び[本ニューズレター2019年4月号](#)(総務省、プラットフォームサービスに関する研究会中間報告書(案)に対する意見募集の結果及び中間報告書を公表)をご参照下さい。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

② トラストサービスの在り方

- ・ タイムスタンプ²を発行する事業者に対する、国としての認定制度を創設する。
- ・ eシール³の認定事業者に対する、国の基準に基づく民間の認定制度を創設する。
- ・ リモート署名⁴の電子署名法上の位置付けについて検討する。

【2020年1月15日】

厚生労働省、パワハラ防止指針の改訂案に関するパブリックコメントの結果を公表

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190288&Mode=2>

厚生労働省は、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(案)」⁵についてのパブリックコメントの結果を公表しました。パブリックコメントに対する厚生労働省の考え方として、例えば、以下のような回答を行っています。

- 業務時間外の「宴会」等であっても、実質上職務の延長と考えられるものは、セクハラ防止指針と同様、「職場」に該当しうる。
- 被害者に対する配慮のための措置には、指針に記載している取組例のほか、職場におけるパワーハラスメントにより休業を余儀なくされた場合等に本人の状態に応じ現職又は現職相当職への復帰ができるよう積極的な支援を行うことも含まれる。
- 性的指向・性自認に関する言動については、職場におけるパワーハラスメントの定義の3要素を満たせば、パワハラに当たり得る。

【2020年1月16日】

文化庁、「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」における議論のまとめを公表

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/91997501.html

まとめは、海賊版と知りながらダウンロードする行為を禁じる改正著作権法に関し、下記の規定を盛り込むことを提案しています。

- ① 改正著作権法の附則に、普及啓発・教育等や刑事罰に関する運用上の配慮、施行状況のフォローアップに関する規定を追加する。
- ② 著作権法30条の2(付随対象著作物の利用)の、写り込みに関する権利制限規定を拡充し、スクリーンショットを行う際に違法画像等が入り込むことが違法とならないようにする。
- ③ その著作物全体の分量から見てダウンロードされる分量がごく小部分である場合(数十ページから構成される漫画のうち、1コマないし数コマをダウンロードする場合など)や、画質が低く、それ自体では鑑賞に堪えないような粗い画像をダウンロードする場合(サムネイル画像をダウンロードする場合など)には、「軽微なもの」をダウンロードしたものとして、違法とならないようにする。
- ④ 二次創作品・パロディなどのダウンロードを、規制対象から除外。ただし、翻訳物のダウンロードは除外しない。

【2020年1月17日】

政府、公益通報者保護法改正案を本通常国会に提出する方針

2020年1月17日付け日本経済新聞等

政府は、2020年1月20日から始まる通常国会において、公益通報者保護法改正案を提出する予定です。同改正案の内容は、以下のとおりとのことです。

² データがある時刻に存在し、その時刻以降に改ざんされていないことを証明する仕組みを指します。

³ 角印に相当する組織を認証する仕組みを指します。

⁴ クラウド環境で行う電子署名を指します。

⁵ 同指針案の内容については、[本ニューズレター2019年11月29日号](#)(「厚生労働省、パワハラ防止指針の改訂案を公表」)をご確認ください。

- 退職者や役員が通報を行った場合も保護の対象とする。
- 通報者は、内部通報を理由とした損害賠償を負わない。
- 行政機関に対する通報について、現行法上の保護対象である「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足り相当の理由がある場合」だけでなく、通報者が自らの氏名や法令違反の内容を明らかにした場合も、保護の対象とする。
- 常時雇用する労働者が 301 人以上である企業など一定規模以上の企業について、内部通報体制の整備⁶を義務化する。

【2020 年 1 月 21 日】

トランプ米国大統領、2017 年春頃に FCPA の廃止を指示していたことが判明

2020 年 1 月 16 日付け Global Investigations Review

2020 年 1 月 21 日に刊行された、ワシントンポストの記者の著作である“A Very Stable Genius”において、2017 年春頃、トランプ米国大統領が、ホワイトハウスにおけるブリーフィング中に、レックス・ティラーソン米国国務長官(当時)に対し、「海外において、米国企業だけが商機を獲得するために賄賂を支払うことが許されないのは不公平であり、FCPA は廃止すべきだ。」と発言し、またスティーブン・ミラー米国政策担当上級顧問に対し、FCPA を廃止する大統領令を作成するよう指示していたことが明らかになりました。この指示は、レックス・ティラーソン前米国国務長官及びスティーブン・ミラー米国政策担当上級顧問が、トランプ米国大統領の考えに対して懐疑的であったこと、及び大統領は既存の法案を廃止する権限を有していないことから、実現しませんでした。

以 上

⁶ 改正案の内容は、現時点で明らかになっておりませんが、本改正案の基となったと思われる内閣府公益通報者保護専門調査会の報告書(2018 年 12 月公表)では、

- ① 内部通報受付窓口の設置など、内部通報を受け付ける運用
- ② 内部通報受付窓口を組織内で周知する運用
- ③ 通報者を特定可能な情報の共有を必要最小限の範囲にとどめる運用
- ④ 公益通報をしたことを理由に解雇その他不利益な取扱いを禁止する運用

が機能するような体制の整備を義務化すべきである、とされています(同報告書 26 頁)。

(<https://www.cao.go.jp/consumer/history/05/kabusoshiki/koueki/index.html>)



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h_kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士

y_takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士

a_nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



まつもと けいこ
松本 佳子

西村あさひ法律事務所 弁護士

ke_matsumoto@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。